

感染症発生動向調査における警報・注意報について

奈良県感染症情報センター

【警報・注意報の目的】

感染症発生動向調査の定点把握感染症のうち、流行状況を早期に把握することが必要な疾患について、県内の流行拡大の阻止対策の一つとして、迅速に注意喚起することを目的とします。

【意味】

○警報

大きな流行が発生または継続しつつあることが疑われます。

1 週間の定点医療機関あたりの患者報告数(定点あたり報告数。以下同じ。)が、警報の開始基準値以上で発令し、終息基準値を下回った場合に、解除となります。

○注意報

流行の発生前であれば、今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、または、流行の発生後であれば流行が継続していると疑われます。

定点あたり報告数が、注意報の基準値以上で発令します。

【基準値】

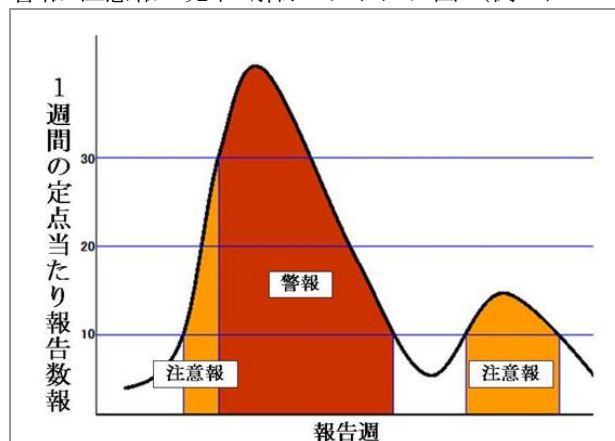
警報・注意報レベルの基準値は、これまでの全国の感染症発生動向調査データから、以下のとおり定められています。

警報・注意報レベルの基準値

対象疾患	警報		注意報
	開始基準値	終息基準値	基準値
インフルエンザ	30	10	10
咽頭結膜熱	3	1	-
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8	4	-
感染性胃腸炎	20	12	-
水痘	7	4	4
手足口病	5	2	-
伝染性紅斑	2	1	-
百日咳	1	0.1	-
ヘルパンギーナ	6	2	-
流行性耳下腺炎	6	2	3
急性出血性結膜炎	1	0.1	-
流行性角結膜炎	8	4	-

※基準値はすべて定点当たりの報告数です。注意報の「-」は対象としないことを意味します。

参考 警報・注意報の発令・解除のタイミング図 (例. インフルエンザ)



(国立感染症研究所 感染症疫学情報センターホームページより)

また、奈良県感染症情報センターが発行する週報では、定点医療機関把握対象疾患の発生状況をわかりやすく提供するため、定点あたり報告数を色別で表現することとし、警報・注意報レベルの基準値を参考にして、以下のように、基準と色を設定しています。

なお、警報発令後に開始基準値を下回った場合は、「流行」色となりますが、警報発令は終息基準値を下回るまで継続します。

疾患名	散発	少し流行	やや流行	流行	大流行
インフルエンザ	0-	1-	5-	10-	30-
RS ウイルス感染症	0-	0.5-	1-	2.5-	5-
咽頭結膜熱	0-	0.25-	0.5-	1-	3-
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	0-	1-	2-	4-	8-
感染性胃腸炎	0-	3-	6-	12-	20-
水痘	0-	1-	2-	4-	7-
手足口病	0-	0.5-	1-	2-	5-
伝染性紅斑	0-	0.25-	0.5-	1-	2-
百日咳	0-	0.05-	0.08-	0.1-	1-
ヘルパンギーナ	0-	0.5-	1-	2-	6-
流行性耳下腺炎	0-	1-	2-	3-	6-
急性出血性結膜炎	0-	0.05-	0.08-	0.1-	1-
流行性角結膜炎	0-	1-	2-	4-	8-

参考:大流行:警報開始基準値、流行:警報終息基準値又は注意報基準値、やや流行:「流行」の半数又は警報終息基準値、少し流行:「やや流行」の半数又は流行の始まりとして国立感染症研究所疫学情報センターが情報提供を開始する値 等を参考に設定しています。

また、その報告数の増減についても、わかりやすく情報提供するため、当該週の定点医療機関患者報告数合計を、過去5週間の定点医療機関患者報告数の平均値で除して、それを増減率とし、以下の表に基づき、情報提供しています。

増減率: (当該週の報告数÷過去5週の報告数の平均値-1)×100

	記号	増減率
急増	↑↑	150 ≤ R
増加	↑	50 ≤ R < 150
やや増加	↗	20 ≤ R < 50
横ばい	→	-20 < R < 20
やや減少	↘	-20 ≥ R > -50
減少	↓	-50 ≥ R ≥ -100